

令和8年度 市県民税の申告について(お知らせ)

日頃より本市の税務行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。
さて、令和8年度の市県民税の申告の時期となりましたので、必要事項を記入の上、申告書をご提出
くださいますようお願いいたします。

1 申告が必要な方

- 令和8年1月1日現在で西都市に住所があり、令和7年1月1日から12月31日まで(以降、令和7年
中とする)に所得があった方。
※ 給与収入のみ、年金収入のみの方は3ページ(C、D)をご覧ください。
※ 収入がなかった方も、官公庁や勤務先などへ「所得証明書」等を提出する場合は申告が必要です。
申告期限内の申告をお願いいたします。記入方法は、3ページ(E)をご覧ください。
※ 税務署に確定申告をする方は、市県民税の申告は不要です。
<税制改正により令和6年度申告分以降は、「上場株式に係る所得の個人住民税の申告不要制度」の
選択はできなくなりました。>

2 申告書の記入方法 表面「控除について」及び裏面をご覧ください。

| | |
|------------|-----------------|
| 事業収入があった方 | 3ページ A をご覧ください。 |
| 不動産収入があった方 | 3ページ B をご覧ください。 |
| 給与収入があった方 | 3ページ C をご覧ください。 |
| 年金収入があった方 | 3ページ D をご覧ください。 |
| 収入がなかった方 | 3ページ E をご覧ください。 |

3 申告書の受付日程

| | |
|-----------|---|
| 申告受付会場・日程 | 4ページ 令和8年度 申告カレンダー もしくは、 別紙「令和8年 申告受付の日程と会場」をご覧ください。 |
| 申告期限 | 令和8年3月16日(月) |

4 その他

- 納税通知書 … 6月中旬に発送予定です。※非課税の方には発送しません。
- 所得証明書等 … 納税通知書の発送日(特別徴収の方は5月中旬、普通徴収の方は6月中旬)以降
に発行可能となります。
※ 未申告(扶養者が市外在住の被扶養者を含む)の方は、証明発行できません
ので、期限内の申告をお願いします。

■ 控除について

下記を参考にして記入してください。

控除額や主な控除の計算方法については、2ページ「市民税・県民税の計算方法」に記載しております
ので、ご覧ください。

| 控除の種類 | 控除の要件と必要書類 |
|---------------------------------------|---|
| ⑬ 社会保険料 | ○令和7年中に支払った社会保険料についての領収書、口座振替納付済通知書 (納付日又は口座振替日が令和7年1月1日～12月31日のもの) ・ 国民健康保険料(料) ・ 後期高齢者医療保険料 ・ 介護保険料 ・ 国民年金保険料、国民年金基金については「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」又は領収書 ・ その他の社会保険料(退職後の任意継続保険料等) ※ 督促手数料及び延滞金は該当しません。 ※ 配偶者が受け取る年金から引き落とし(特別徴収)されている社会保険料はあな たの控除には該当しません。 |
| ⑭ 小規模企業 共済等掛金 | ○共済掛金の証明書 心身障害者扶養共済掛金の証明書 確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金等の証明書 |
| ⑮ 生命保険料 | 令和7年中に支払った生命保険料がある場合 ○生命保険料の控除(払込)証明書(一般・個人年金・介護保険) ※ 申告書表面左側「⑮生命保険料控除」欄にはそれぞれの支払金額合計を記入し てください。 ※ 申告書表面右側「⑮生命保険料控除」欄には支払額から算出した、生命保険料 控除額を記入してください。 |
| ⑯ 地震保険料 | 令和7年中に支払った地震保険料がある場合 ○地震保険料の控除(払込)証明書 ○旧長期損害保険料の控除(払込)証明書 ※ 申告書表面左側「⑯地震保険料控除」欄にはそれぞれの支払金額合計を記入し てください。 ※ 申告書表面右側「⑯地震保険料控除」欄には支払額から算出した、地震保険料 控除額を記入してください。 |
| ⑰ 寡婦 | 夫と死別し、もしくは離婚した後婚姻していない方で子以外の扶養親族がいる方 ※ 所得制限(あなたの所得が500万円以下)があります。 |
| ⑱ ひとり親 | 婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が58万 円以下)を有する単身者 ※ 所得制限(あなたの所得が500万円以下)があります。 |
| ⑲ 勤労学生 | 前年の合計所得金額が85万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得が10万円 以下の方 ○学生証 |
| ⑳ 障害者 | あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族で次のいずれかに該当する方 ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳を交 付されている方 ・ 原子爆弾被爆者のうち、その負傷又は疾病が原子爆弾の障害作用に起因する 旨の厚生労働大臣の認定を受けている方 ・ 65歳以上の方で、障害者として福祉事務所の認定を受けている方 ○障害者手帳又は証明書 ※ 同一生計配偶者…あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)のうち、 合計所得金額が58万円以下である方 |
| ㉑ 配偶者控除・ ㉒ 配偶者特別 控除・同一生計 配偶者 | あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)がいる場合 配偶者の合計所得金額が ・ 58万円以下(給与のみの場合、年収123万円以下)の方…配偶者控除 ・ 58万円超、133万円以下(給与のみの場合、年収201.6万円未満)の方 …配偶者特別控除 ※ あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は配偶者控除及び配偶者特別 控除の適用はありません。ただし、同一生計配偶者で障害者控除の対象に該当 する場合、障害者控除の適用は受け取ることができますので、障害者控除欄と合わ せて記入してください(同一生計配偶者にチェックを入れてください)。 |

| | |
|-----------------------|---|
| ㉓ 扶養控除 | あなたと生計を一にする配偶者以外の親族(事業専従者を除く)で、前年の 合計所得が金額が58万円以下(給与のみの場合、年収123万円以下)の方 ※ 他の方と重複して同じ方を扶養親族とすることはできません。 |
| 16歳未満の扶養親 族(控除対象外) | 扶養親族のうち年齢16歳未満の方(平成22年1月2日以降生まれ) ※ 16歳未満の年少扶養親族の方についても、必ず氏名・生年月日・続柄・個 人番号を記入してください。市・県民税の非課税限度額の算定、障害者控 除及び寡婦・ひとり親控除の判定に使用します。 |
| ㉔ 特定親族特別控除 | あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満の親族(事業専従者を除く)で、 前年の合計所得が58万円超123万円以下の方 |
| ㉕ 基礎控除 | 合計所得に応じた控除額 ※ 所得制限(あなたの所得が2,500万円以下)があります。 |
| ㉖ 雑損 | 令和7年中に災害等により住宅や家財に損害を受けた場合 ○罹災証明書又は被災証明書 ○災害等に関連したやむを得ない支出の金額の領収書 |
| ㉗ 医療費 | 令和7年中に支払った自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他親族の 医療費・医薬品購入費(インフルエンザ等の予防接種にかかった費用や文書 料等は対象となりません)がある場合 ※ 医療費控除とセルフメディケーション税制のいずれかを選択してください。 ● 医療費控除を受ける場合 次の計算式により計算した結果、残額のある方(控除額上限:200万円) $\left[\begin{array}{l} (1) \text{支払った} \\ \text{医療費} \end{array} - \begin{array}{l} (2) \text{保険金等で} \\ \text{補てんされる} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} ① \text{総所得金額等の合計額} \times 5\% \\ ② \text{10万円} \end{array} \right]$ のいずれか少ない方 ○令和7年中に支払った医療費(治療費、薬代、通院費)について作成した 明細書(医療を受けた方の氏名、病院や薬局などの支払先の名称、医療費 等の金額、生命保険や社会保険等で補てんされる金額、その他参考となる べき事項の記載が必要です) ※ 明細書のない方は、医療費控除は受けられません。 ● セルフメディケーション税制の適用を受ける場合 申告する方が令和7年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取り組み を行っており、特定一般医薬品の購入費が1万2千円を超える方 (控除額上限:8万8千円) ※ 申告書㉗医療費控除欄の「区分」に1を記入してください。 ○ 各種検診の領収書又は結果通知書 (例) インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収書又は予防 接種済証、職場で受けた定期健康診断の結果通知表、特定健康 検査・がん検診(市町村検診含む)・人間ドック等の各種健診(検診) の領収書又は結果通知表 ○セルフメディケーション税制の対象医薬品(レシート等に★マーク等が付いた 医薬品)について作成した購入明細(購入した薬局等の名称、医薬品の名称 及び支払額並びに支払額のうち生命保険や社会保険等で補てんされた金額 の記載が必要です) ※ 医療費控除を受けるには医療費控除の明細書の添付が必要です。領収書 の提出は不要ですが、申告後に提示又は提出を求める場合がありますの で、5年間は保管してください。 |

前年…令和7年1月1日から12月31日

★ 申告の際には次のものをご持参ください ★

【受付に必要なもの】

- 市県民税・国保税申告書(会場にお越しの方は申告時に印刷します)
- マイナンバーの本人確認書類及び身元確認書類

【所得が確認できる次の書類のうち該当するもの(原本又は写し)】

- ◆ 自営業、農業、不動産収入のある方
收支内訳書、帳簿、収入・経費がわかる書類など
- ◆ 給与所得者
令和7年分の源泉徴収票
- ◆ 公的年金などの受給者
令和7年分の源泉徴収票
- ◆ 配当、報酬、個人年金、生命保険の満期返戻金などの所得がある方
令和7年分の支払調書など

【控除が確認できる次の書類のうち該当するもの(原本又は写し)】

- ◆ 社会保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険料など)
令和7年中に支払った分の領収書、口座振替納付済通知書又は納付確認書
- ◆ 小規模企業共済等掛金
共済掛金、心身障害者扶養共済掛金又は確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金等の
証明書
- ◆ 生命保険、個人年金、地震保険、旧長期損害保険(平成18年末までに契約締結したものに限り)
令和7年分の控除証明書
- ◆ 勤労学生控除
学生証
- ◆ 障害者控除
本人または扶養されている方の障害者手帳や療育手帳など
- ◆ 雑損控除
罹災証明書又は被災証明書
災害等に関連したやむを得ない支出の金額の領収書
- ◆ 寄附金控除
令和7年中の寄附金納付証明書
- ◆ 医療費控除
医療費控除の明細書、医療保険者等の医療費通知書
セルフメディケーション税制を選択する場合は、検診や予防接種などを受け、発行される領収書
又は結果通知書及びセルフメディケーション税制の明細書

※ 郵送での申告を希望される方は、4ページ「郵送による申告について」をご確認の上、上記の必要
書類全てを同封してください。

なお、郵送での申告の場合、申告内容や添付書類等に不備があった場合は受付ができませんの
で、送付する前に必ずご確認ください。また、郵送された根拠となる書類は全てお返ししますので、
返信用封筒を同封してください。返信用封筒の同封がない場合は、後日ご来庁いただきお返しす
ることをご了承ください。

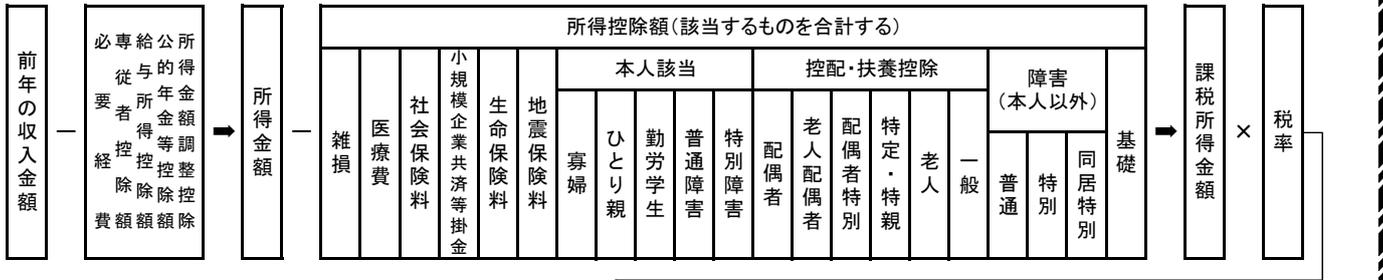
問
い
合
わ
せ
先

〒881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地

西都市役所 税務課 市民税係

【電話】市民税係直通 0983(32)1009

市民税・県民税の計算方法



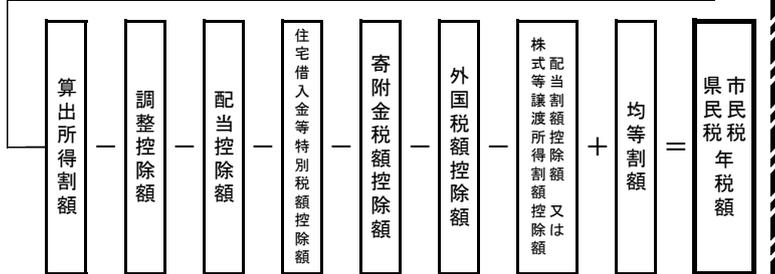
税率

| | |
|-----|-----|
| 市民税 | 6 % |
| 県民税 | 4 % |

均等割額

| | |
|---------------|--------|
| 市民税 | 3,000円 |
| 県民税(※1) | 1,500円 |
| 国税<森林環境税>(※2) | 1,000円 |

- ※1 県民税のうち500円は、森林環境税相当の超過課税分です。
- ※2 森林環境税は、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るために新たに創設され、令和6年度から個人に対して課税される国税です。



分離課税については記載しておりません。税務課市民税係までお問い合わせください。

(給与所得計算表) (B) = (A) ÷ 4 (千円未満切捨て)

| 給与収入金額(A) | 給与所得の金額 |
|----------------------|----------------------------|
| ～650,999円 | 0円 |
| 651,000～1,899,999円 | (A) - 650,000円 |
| 1,900,000～3,599,999円 | (B) × 4 × 70% - 80,000円 |
| 3,600,000～6,599,999円 | (B) × 4 × 80% - 440,000円 |
| 6,600,000～8,499,999円 | (B) × 4 × 90% - 1,100,000円 |
| 8,500,000円以上(※) | (A) - 1,950,000円 |

- ※ 次のいずれかに該当する場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く
 - ・ 特別障害者
 - ・ 22歳以下の扶養親族を有する
 - ・ 特別障害者である同一生計配偶者を有する
 - ・ 特別障害者である扶養親族を有する
- ◆ 所得金額調整控除 = ((A) - 850万円) × 10%
- なお、(A)が1,000万円を超える場合、(A) = 1,000万円

(生命保険料控除)

| | 支払額 | 控除額 |
|---------------------------------|---|---|
| | 新契約(H24.1.1以降) 一般、個人年金及び介護医療保険料 | 12,000円以下 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 |
| | 56,000円超 | 28,000円 |
| 旧契約(H23.12.31以前) 一般及び個人年金保険料 | 15,000円以下 15,001円～40,000円 40,001円～70,000円 | 全額 1/2 + 7,500円 1/4 + 17,500円 |
| | 70,000円超 | 35,000円 |

- ・ 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ左の算式により計算した控除額の合計額。(上限額70,000円)
- ・ 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれの左の算式により計算した控除額の合計額。(各保険の上限額28,000円、全体の上限額70,000円)

(地震保険料控除) 限度額25,000円

| | 支払額 | 控除額 |
|--------------------|--|-------------------------------|
| 地震保険料契約に係る保険料 | 50,000円以下 50,000円超 | 1/2 25,000円 |
| 長期損害保険契約に係る保険料(※3) | 5,000円以下 5,001円～15,000円 15,000円超 | 全額 1/2 + 2,500円 10,000円 |

※3 H18.12.31以前で満期返戻金があり、保険期間が10年以上のものに限ります。

(基礎控除)

| 合計所得金額 | 控除額 |
|-----------------|------|
| 2,400万円以下 | 43万円 |
| 2,400～2,450万円以下 | 29万円 |
| 2,450～2,500万円以下 | 15万円 |
| 2,500万円超 | 0円 |

(公的年金等雑所得計算表)

| 年齢 | 公的年金等収入金額(A) | 公的年金等雑所得の金額 | | |
|-------|----------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | | 公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額 | | |
| | | 1,000万円以下 | 1,000万円超2,000万円以下 | 2,000万円超 |
| 65歳以上 | ～3,299,999円 | (A) - 1,100,000円 | (A) - 1,000,000円 | (A) - 900,000円 |
| | 3,300,000～4,099,999円 | (A) × 0.75 - 275,000円 | (A) × 0.75 - 175,000円 | (A) × 0.75 - 75,000円 |
| | 4,100,000～7,699,999円 | (A) × 0.85 - 685,000円 | (A) × 0.85 - 585,000円 | (A) × 0.85 - 485,000円 |
| | 7,700,000～9,999,999円 | (A) × 0.95 - 1,455,000円 | (A) × 0.95 - 1,355,000円 | (A) × 0.95 - 1,255,000円 |
| | 10,000,000円以上 | (A) - 1,955,000円 | (A) - 1,855,000円 | (A) - 1,755,000円 |
| 65歳未満 | ～1,299,999円 | (A) - 600,000円 | (A) - 500,000円 | (A) - 400,000円 |
| | 1,300,000～4,099,999円 | (A) × 0.75 - 275,000円 | (A) × 0.75 - 175,000円 | (A) × 0.75 - 75,000円 |
| | 4,100,000～7,699,999円 | (A) × 0.85 - 685,000円 | (A) × 0.85 - 585,000円 | (A) × 0.85 - 485,000円 |
| | 7,700,000～9,999,999円 | (A) × 0.95 - 1,455,000円 | (A) × 0.95 - 1,355,000円 | (A) × 0.95 - 1,255,000円 |
| | 10,000,000円以上 | (A) - 1,955,000円 | (A) - 1,855,000円 | (A) - 1,755,000円 |

給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計額10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得調整控除として給与所得の金額から差し引く

- ◆ 所得金額調整控除 = (給与所得 + 公的年金等雑所得) - 10万円
- なお、給与所得及び公的年金等雑所得が10万円を超える場合、10万円

(寡婦、ひとり親控除)

| | 配偶者との関係 | 死別 | | 離別 | | 未婚 | |
|----|----------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | | 500万円以下 | 500万円超 | 500万円以下 | 500万円超 | 500万円以下 | 500万円超 |
| 女性 | 本人合計所得 | 30万円 | — | 30万円 | — | 30万円 | — |
| | 扶養親族：子 | 30万円 | — | 30万円 | — | 30万円 | — |
| | 扶養親族：子以外 | 26万円 | — | 26万円 | — | — | — |
| | 扶養親族：なし | 26万円 | — | — | — | — | — |
| 男性 | 扶養親族：子 | 30万円 | — | 30万円 | — | 30万円 | — |
| | 扶養親族：子以外 | — | — | — | — | — | — |
| | 扶養親族：なし | — | — | — | — | — | — |

(障害者控除)

| | 控除額 | | |
|---------------|-------|---------------|------|
| | 本人 | 扶養親族又は同一生計配偶者 | |
| 本人 | 障害者 | 26万円 | |
| | 特別障害者 | 30万円 | |
| 扶養親族又は同一生計配偶者 | 障害者 | 26万円 | |
| | 特別障害者 | 同居 | 53万円 |
| | | 同居以外 | 30万円 |

※ 特別障害者は、身体障害者手帳1、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A及びこれらに準ずる方

(配偶者控除)

| 区分 | 本人の所得額 | | | |
|----|---------|-------------------|---------------------|----------|
| | 900万円以下 | 900万円超 950万円以下 | 950万円超 1,000万円以下 | 1,000万円超 |
| 一般 | 33万円 | 22万円 | 11万円 | 対象外 |
| 老人 | 38万円 | 26万円 | 13万円 | |

(配偶者特別控除)

| 配偶者の所得金額 | 本人の所得額 | | | |
|---------------|---------|-------------------|---------------------|----------|
| | 900万円以下 | 900万円超 950万円以下 | 950万円超 1,000万円以下 | 1,000万円超 |
| 58万円超100万円以下 | 33万円 | 22万円 | 11万円 | 対象外 |
| 100万円超105万円以下 | 31万円 | 21万円 | 11万円 | |
| 105万円超110万円以下 | 26万円 | 18万円 | 9万円 | |
| 110万円超115万円以下 | 21万円 | 14万円 | 7万円 | |
| 115万円超120万円以下 | 16万円 | 11万円 | 6万円 | |
| 120万円超125万円以下 | 11万円 | 8万円 | 4万円 | |
| 125万円超130万円以下 | 6万円 | 4万円 | 2万円 | |
| 130万円超133万円以下 | 3万円 | 2万円 | 1万円 | |
| 133万円超 | | | | |

申告についてお願い

申告時間短縮のため、以下についてのご理解ご協力をお願いいたします。

- ・ 所得税がかかる方、所得税の還付を希望される方は、確定申告となりますので、e-Taxやネットもしくは税務署申告会場での申告にご協力ください。
- ・ 上記以外の方(市申告の方)は、郵送での申告も受け付けております。下記「郵送による申告について」をご確認の上、ご利用ください。
- ・ 各申告会場の待合所が混雑した場合、人数制限を設けることがあります。受付後、会場に入れなかった方には順番に携帯電話でお呼び出しいたします。
- ・ 営業、農業、不動産収入のある方は収支内訳書を完成させて、申告時に帳簿及びその根拠となる書類と一緒に持ちください。
- ・ 医療費控除、セルフメディケーション税制を希望される方は、明細書を完成させて、その根拠となる書類と一緒に持ちください。
- ・ 寄附金控除のワンストップ特例申請をされた方で確定申告・市申告をされる場合は、ワンストップ特例が無効となります。申告で寄附金控除を希望される場合はワンストップ特例申請をされた方も含めて、すべての寄附金について証明書をお持ちください。
- ・ 各申告会場での受付を行わず、作成された申告書をご提出のみされる方は「郵送での申告」と同じ扱いになりますので、下記「郵送による申告について」をご確認いただき、全ての書類を会場受付でお渡しください。なお、書類に不備があった場合には、後日ご来庁いただくこととなりますので、ご注意ください。ご来庁いただけない場合には、申告内容とは異なる課税となる可能性があります。

● 郵送による申告について

都合により申告会場にお越しいただけない方は、郵送での申告を受け付けます。以下の点にご留意ください。

- ・ 申告書等はホームページにありますので、ご利用ください。(市役所税務課にもあります)
- ・ 申告書等を郵送希望の方はお電話ください。その際、必要な方の住所、氏名、希望される書類の番号をお伝えください。翌開庁日に送付します。

- | | | |
|----------------------|--------------------|---|
| ①市県民税・国保税申告書 | ⑤収支内訳書(不動産所得用) | ⑧家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書 |
| ②市県民税・国保税申告書(分離課税等用) | ⑥医療費控除の明細書 | ⑨肉用牛の売却に係る計算書及び肉用牛の売却による所得の税額計算書 |
| ③収支内訳書(一般用) | ⑦セルフメディケーション税制の明細書 | |
| ④収支内訳書(農業所得用) | | |

- ・ 提出される申告書等は完成させて、根拠となる書類は全て同封してください。
- ・ 根拠となる書類は、確認が終わりましたらお返ししますので、書類全てが入る切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。
- ・ 分離課税(土地建物に係る譲渡所得や株式等の配当等所得・譲渡所得)がある方や雑損控除を希望の方、および申告書等作成に不安のある方は、郵送での申告をご遠慮ください。
- ・ 送付先は、「〒881-8501 西都市役所 税務課 市民税係 申告書在中」となります。なお郵送料は個人負担となります。料金不足とならないようご準備ください。

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|--|--|---|---|---|----|
| 8 | ①上揚 銀鏡 八重 ②中尾 小椎葉 小八重 吐合 小中尾 柏葉 湯之久保 岩井谷 片内 尾八重 東 | 都於郡町 土中西 高屋 原向 坂の下 青山 中村 霧島 深長 都 | 11 建国記念の日 | 受関 馬継谷 潮 筑後 黒貫 岩爪 長園 都 | 八木佐野 茶屋 今市 荒武 川原 山田 上沖 下沖 中山 都 | 14 |
| 15 | 下加勢 久米田 八双田 戸敷 井尻 藤田 前原 亀塚 川原田 財 | 月中 並木 大島 岩崎 若宮 恵美須 古城 石野田 門田 諏訪 外原 財 | 観音寺 小森 上宮 岩井谷 牧野 小野 元地原 田野 雷野 長迫 百井 仁田脇 元山 棧敷野 水喰 囀 財 | 堂山 福王寺 小豆野 谷川 中村 金倉 加勢 石尾 歩 坂 財 | 松本 湯牟田 笠原 永野 宮田 島田 札の元 赤目 志戸 長谷場 納 | 21 |
| 22 | 天皇誕生日 | 平城 龍 長谷 向井町 吉田 九流水 岩戸 岩下 小谷 清水兼 原田 平野 納 | 竹の内 榎野 鷺野 法蓮寺 高三納 井上 原口 宮尾 古城 中村 下村 宮ノ下 納 | 杉安町 杉安村 椿原 坂江 島内村 永谷 穂 | 島内町 立野 中須 下水流 穂 | 28 |
| 1 | 千田 城平 山島津 山城 串木 竹尾 平原 穂 | 牛掛 困 千畑 杉尾 上野 原兼田 茶臼原上 茶臼原中 椎原 津々志 平ヶ八重 北陵 穂 | 清水 鳥子 田中 久保鶴 中原 妻 | 上尾筋 下尾筋 上宮 松田 国分 上山路 下山路 寺原 妻 | 石貫 法元 新町 諏訪 上妻 聖陵団地 寺崎 酒元 妻 | 7 |
| 8 | 上町 中妻 桜馬場 本町 平助 山本 御舟町 桜川町 妻町 聖陵町 水流崎町 旭 妻 | 白馬町 中央町 水流崎町 妻町 有吉町 水神 下妻 旭 小野崎 妻 | 小野崎 矢生町 聖陵町 三笠通 御舟町 右松町 右松村 粟野 聖陵南団地 妻 | 園元 三日月 赤池 今井 岡富 四日市 黒生野 現王島 妻 | 大口川 柳迫 春日 茶臼原下 新開 山角 調殿 童子丸 妻 | 14 |
| 15 | 全地区 妻 | | | ◎ 左下は申告受付会場(東米良地区を除き、9:00-12:00、13:00-16:00) 東…①銀鏡集会所(10:00-12:00、13:00-15:00)、 ②東米良地区館(9:30-12:00、13:00-15:30) 都…都於郡地区館、財…三財地区館、納…三納地区館 穂…穂北地区館、妻…西都市役所 1階 多目的スペース | | |